平成２９年（フ）第１２４号
大分県臼杵市大字福良95番地の２
債務者　渡邉　　隆
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４４０号
神戸市東灘区御影中町１丁目11番19号　御中ヴィラ102号
債務者　原田　幸子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４９７号
神戸市東灘区住吉台４番３－808号
債務者　松岡奈緒三
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５００号
神戸市長田区高取山町１丁目14番３号　高取山の家101号
債務者　古場　寛二
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５３９号
神戸市北区花山東町１番２－801号
債務者　矢野　欽一
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３４６号
兵庫県尼崎市瓦宮１丁目１番８号
債務者　髙嶋真由美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３９７号
兵庫県西宮市東山台２丁目14番地212号棟203号、前住所堺市中区深井中町1168番地５
債務者　工藤　育子（旧姓森塚）
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６８号
福島市渡利字平内町１番地の４ツイン小野Ｂ棟２号室
債務者　鈴木　明美
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月18日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第６０号
北海道小樽市錦町７番11号、前住所北海道小樽市錦町８番６号　丸上ハヤシヤビル132号室
債務者　須貝　弘子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第８６号
北海道苫小牧市春日町１丁目５番９－103号
債務者　坂本　彩子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第８９号
北海道苫小牧市桜木町２丁目24番16号　プチハウスピエロソッチ201
債務者　竹田　夕菜
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第２３７号
新潟市西区寺尾上５丁目18番20号　シャイン砂山103号、前住所新潟市中央区小張木３丁目９番51号
債務者　石黒　修治
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１６号
石川県野々市市粟田２丁目132番地　ル・クールＡ棟　Ａ－１号、従前の住所金沢市無量寺町子100番地
債務者　塩谷　真吾
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７２号
岐阜市徹明通５丁目13番地（丸満ビル　202号室）
債務者　三角美奈子（旧姓藤田・新田）
1　決定年月日時　平成29年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第９２６号
名古屋市北区山田１丁目８番18号　フォーブル塚本202号
債務者　中島　光明
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２６号
三重県鈴鹿市三日市１丁目13番27号　プレジール三日市Ａ－202
債務者　山田　正子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
津地方裁判所破産係